

学校いじめ防止基本方針

江南市立古知野西小学校

(令和8年4月1日)

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
「いじめ防止対策推進法より」

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

深刻な影響を及ぼす許されない行為である。さらに、いじめは、どの学校でも、どの学級でも起き、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。そこで、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・保護者との信頼関係づくりや、スクールロイヤー、教育委員会、警察などの関係機関との連携を図りながらいじめの解決に努める。

(3) いじめ防止の指導の重点

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

そこで、指導の重点を以下のように定める。

- ・正義感のある集団づくりをする。
- ・成就感・充実感を味わうことができる活動を推進する。
- ・教育相談を充実する。
- ・開かれた学校づくりをする。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の機能を強化し、生徒指導体制の充実に努める。
- ・教職員間で共有指針をもって、いじめ防止に努める。

児童や保護者から、いじめの訴えを受けたとき、「それくらいのことなら大丈夫」「よくあること」などと安易に断じず、被害児童や保護者の訴えを丁寧に受け止めている。

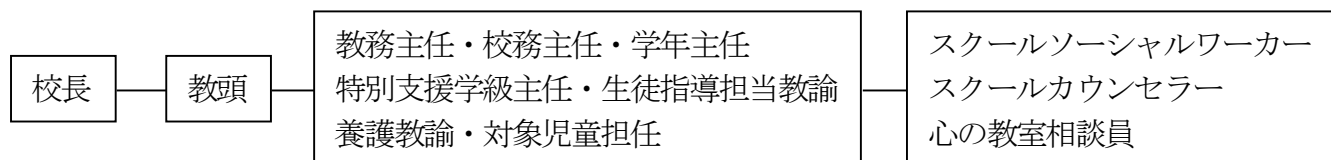
児童や保護者から、いじめの訴えを受けた場合や、学級内で問題事案が生じたときには、学校組織に報告し丁寧に事実関係の確認を行い、情報を共有する。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の設置

ア 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

イ 「いじめ・不登校対策委員会」は全職員で構成し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー等を加える。



(2) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 「関係法規」「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」及び、「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。
- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と教育委員会が連携して対応をとる。
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア いじめを見て見ぬふりをせず、いじめを許さない正義と勇気をもって対処できる心構えをつくる。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 自主的な活動を大切にし、協力し励まし合う活動の中から活性化と自主・自治の気質を養う。
- エ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- オ 個のよさが認められ、生かされる心の通う温かい学校経営を行う。
- カ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、自他の生命を大切にすることを養うため「命の授業」を実施するなど、自分を大切にし、相手を思いやる心の醸成を図る。人権教室を開催したり、12月の全国人権週間には全校児童に人権について考える場を設定したりする。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ク QUアンケートの結果を分析し、温かい人間関係づくりを築くための参考にする。
- ケ 教員自らが言葉を大切にした姿勢を示す。また、児童の長所を認め、一人一人の個性を生かす姿勢で、互いに支え合える雰囲気をつくる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談やそのための事前アンケート「せんせい、あのね・・・」を定期的に実施（年3回）したり、校内に相談箱を設置したりするなど、児童の小さなサインを見逃さないように努める。（アンケートは卒業後3年間保管する）
- イ 毎月末、担任による振り返り「いじめ、不登校早期発見のためのチェックシート」を行い、児童の様子を継続的に見守り、教員間でも情報共有を図る。
（いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、教職員間で情報を共有し、組織として対応する。）
- ウ アンケートとチェックシートについては、担任、学年主任、生徒指導担当、役職で重ねて確認する。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- オ 「安心コール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 相談室の環境を整え、心の教室相談員のカウンセリングの充実を図る。また、スクールカウンセラーとの連携も図る。
- キ 学校の問題、保護者の悩みが互いに気軽に打ち明けられ、相談できる保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ク 日頃から、指導を要する児童に関する情報の共有化を図るため、帰りの職員打合せを利用した情報収集の仕組みを整えて実施する。
- ケ いじめ認知から3ヶ月間を見守り期間とし、指導後も定期的に様子を見守る。なお、3ヶ月間で本人及び保護者から改善が確認できればいじめの解消とする。ただし、見守りは継続していく。
- コ 欠席しがちな児童については、保護者との連絡を密接に行い、不安や悩み等について、いつでも気軽に教師に相談できる雰囲気をつくる。
- サ 学校HPや学校だより等を利用して、家庭・地域に学校の姿勢や児童の様子など

の情報を積極的に発信する。また、家庭や地域からの情報を得やすくするため、P
T A・学校ボランティアの方々・学校運営協議会委員等との密接な連携を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

オ いじめが起きた集団への働き掛けを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

ク 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。

- ・ 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、2段階に分けて行う。
- ・ 第1段階「重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項」
- ・ 第2段階「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」

○ 第1段階

【重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認

・ 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。

・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合あることについて説明し、理解を求める。

- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

○ 第2段階

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成

- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
 - ・ 重大事態の調査において、どのような事項【対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等】を、どのような対象【聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲】に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の組織的な対応フロー図（別図参照）」に基づいて対応する。
- (2) 児童・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

○ 「重大事態調査で調査すべき調査項目」

- ① 重大事態調査の位置付け
- ② 「調査の目的」「調査期間」「調査組織の構成」
- ③ 「基礎情報」「当該事案の概要」
- ④ 「調査方法」「調査内容」
- ⑤ 「当該事案の事実経過」
 - ・ 対象児童の訴え
 - ・ 関係児童からの聴取内容
 - ・ 当該事案の事実経過
- ⑥ 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ⑦ 学校及び学校の設置者の対応
- ⑧ 当該事案への対処及び再発防止策の提言

※ 【調査に当たっての留意事項】

- ・ 聴き取り等の実施方法については、対象児童生徒の心情に配慮し、安心できる環境で行う。
- ・ 児童生徒へのフォローについては、調査中および調査後も継続的に心のケアや必要な支援を行う。

- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※ 【調査組織の構成に関する補足】

- ・ 特に以下のケースにおいては、調査組織の中立性・公平性を確保するため、第三者を複数名加えるなど、専門家や第三者の積極的な参画を検討する。
- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複

雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

- ・ 「第三者」とは、当該いじめの事案の関係者（学校関係者や関係する児童生徒・保護者）と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者を指す。
- ・ 職能団体や大学、学会等からの推薦を受けた弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等は、第三者性が確保されていると考えられる。

- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、**年度当初**に保護者へ配付する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。

＜令和8年度 取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P D ↓	○相談室やＳＣについて、児童や保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○発育測定	○ＰＴＡ総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○学校運営協議会
5月	↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」		○運動会 ○学校運営協議会への学校行事の公開
6月	C A ↓	○全教職員による情報交換と指導方針の確認 ○保健指導（3年きもちのよいことば） （6年気持ちの伝え方） ○あじさい読書週間 ペア読書（異年齢交流活動）	○「せんせい、あのね・・・」アンケート ○教育相談週間 6/23～	○学校運営協議会への学校行事・授業の公開 ○授業参観・教育講演会「研修会」 ○学校運営協議会
7月	↓			○保護者会 ○いのちの授業
8月	P D ↓	○中間評価→検証		
9月	↓		○発育測定	○学校運営協議会への学校行事・授業の公開 ○学校運営協議会
10月	C A ↓	○現職研修②（ケーススタディ） ○福祉実践教室 ○保健指導（1年からだをきれいに） （5年セルフディフェンス） ○古西っ子発表会 （心情を豊かにする活動）		○古西っ子発表会
11月	P D ↓	○全教職員による情報交換と指導方針の確認 ○保健指導（3年いのちのつながり） （4年いいところ発見） （6年考えよう「いのち」）	○「せんせい、あのね・・・」アンケート ○教育相談週間 11/30～	○学校運営協議会への学校行事の公開 ○学校運営協議会
12月	C A ↓	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○福祉実践教室 ○人権教室 ○保健指導（1年まろう「じぶんのいのち」）		○保護者会
1月	↓	○全教職員による情報交換と指導方針の確認 ○福祉実践教室 ○保健指導（2年大きくなるからだ）	○発育測定	○保護者への学校評価アンケート ○児童への学校生活振り返りアンケート ○学校運営協議会
2月	P D ↓	○自己評価 ○新入児一日体験入学（異年齢交流活動） ○保健指導（2年ぼくわたしのたんじょう） （4年たいせつないのち） （5年限りあるいのち）	○「せんせい、あのね・・・」アンケート ○教育相談週間 2/15～	○ありがとう集会 ○授業参観 ○学校運営協議会への学校行事・授業の公開 ○学校運営協議会
3月	↓	○学校関係者評価委員会の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○学校関係者評価委員会「自己評価」への評価の実施
通年	C A ↓ Pへ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○健康観察の実施 ○ＳＣと心の教室相談員による相談 ○生活ノート	○あいさつの日（月に1回）

重大事態発生時の組織的な対応フロー図

